

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)
第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、 <u>第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額</u> に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、 <u>第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u> に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、 <u>第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額</u> に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、 <u>第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u> に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
4 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、 <u>第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額</u> に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。	4 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、 <u>第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u> に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
5 (略)	5 (略)

改 正 後	改 正 前
(休日勤務手当)	(休日勤務手当)
第12条の2 (略)	第12条の2 (略)
2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。	2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
3 (略)	3 (略)
(深夜割増手当)	(深夜割増手当)
第12条の3 職員が、正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき第13条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額の100分の25に相当する金額を深夜割増手当として支給する。	第12条の3 職員が、正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25に相当する金額を深夜割増手当として支給する。
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第10条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。	第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第10条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。
<u>(時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出)</u>	
第13条の2 時間外勤務手当の基礎となる給与額は、給料の月額に第9条の2に規定する手当（同条第1項第1号に規定する職員に支給する手当を除く。）及び次条に規定する手当を加えた額に12を乗じ、その1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第10条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に実施される清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第12条、第12条の2及び第12条の3の手当については、なお従前の例による。
- 3 清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年清水町条例第4号）附則第2項又は第3項若しくは第4項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の清水町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条の2の規定の適用については、給与条例第13条の2中「給料の月額」とあるのは「給料月額と清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年清水町条例第8号）附則第2項又は第3項若しくは第4項の規定による給料月額との合計額」とする。